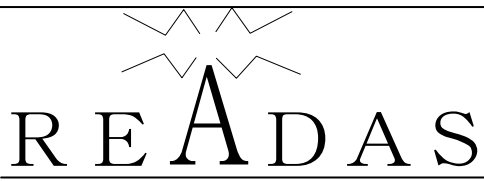


第 6052 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月2日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

商品を生産したとき

Q：個人で商売を始めようと思っていますが、商品を自家消費した場合、売上げを上げないといけないとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

個人事業者が商品などの棚卸資産を自家消費又は贈与、遺贈もしくは譲渡した場合には、その自家消費等をした時における通常他に販売する価額により収入に計上し、その他の資産であるときは、その消費等の時における通常売買される価額により計上することとなっています。

ただし、事業者が、棚卸資産を自己の家事のために消費した場合又は贈与もしくは遺贈をした場合において、その棚卸資産の取得価額以上の金額をもってその備え付ける帳簿に所定の記載を行い、これを事業所得の金額の計算上総収入金額に算入しているときは、その算入している金額が、上記の価額に比べて著しく低額（おおむね70%未満）でない限り、これが認められることとなっています。

なお、少額減価償却資産や一括償却資産などの資産を家事のために消費した場合も、その価額を事業所得の収入金額に算入しなければなりません。

